

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 藤澤 巖

「不干涉義務」は国際法の基本原則と位置づけられているもので、一般にも馴染みのある概念である。国家が他国を強制してはいけないという抽象的な意味はともかく、その具体的な意味は、他国の内乱に外部から関与すべきではないという点以外は意外にはっきりしない（それゆえに政治的な言辞として頻繁に使われてきたと言える）。通説は、「干渉」とは、①国内管轄事項についての、②他国の意思の強制あるいは命令的関与と理解するが、現実の国際関係では、この理解にたって国家の行為が評価される例は稀である。

藤澤巖氏の論文『干渉の国際法規制の歴史的構造 - 実効性および適用可能性問題への一視座 -』（以下、「本論文」という。）は、「不干涉義務」が国際法の基本原則として位置づけられながら、その具体的な意味内容が不明確であることを、「干渉」をめぐる歴史的な実践および学説の流れの双方から検討し、現在でもその状況が変わらないことの原因を探ったものである。この分野の包括的な研究としてはわが国初のものであり、国際的にも貴重な貢献と言える。

本論文は、歴史的実践を扱った第1部と「干渉」に関する国際法学説の発展を扱った第2部から構成される。

第1部で取り上げられるのは、「干渉」についての主要な国家実行が蓄積された、19世紀のヨーロッパ（第1章）と20世紀の米州（第2章）である。「ヨーロッパ公法」が妥当すると考えられた19世紀のヨーロッパ国際社会では、「ヨーロッパ公法」秩序の基本的な枠組みを侵害するような内乱に関しては、特定の国家に「干渉権」が認められていた。これに対して米州国際社会では、「米州国際法」の名のもとに米州における米国の覇権を前提として「モンロー主義」が声高に主張され、それに対する米州諸国の反作用として絶対的不干渉が合意された。もっともそれは米州諸国間の紛争を処理する別途の手続きの整備を前提にしていた。これら両地域における国家実行は、主権平等を基本原則とする現代国際社会とは基本的な構造を異にする時代の地域国際社会での実行である。そのため、これらの「干渉」に関する実行をもとに、現在において不干涉義務の解釈論を展開することには大きな制約がある。

またこれらの歴史分析を通じて、国際法上「干渉」と呼ばれてきた行為が歴史的には一つではなく、内乱の当事者に対する非中立的行動と、国家意思の強制という、二つの行為が並存してきたことが、歴史的資料および事例の克明な検討を通じて明らかにされる。19世紀ヨーロッパでは「干渉」とは内乱への関与を意味し、他方、20世紀米州では国家意思の強制を指していた。歴史的に起源を異にする二つの「干渉」概念が現代国際法に未整理のまま受け継がれたために、「干渉」の概念が曖昧になり、干渉には、内乱への関与

と国家意思の強制という2つの内容があるとする理解が生まれた。本論文では、「干渉」の内容の両義性が生まれた経緯が緻密に跡づけられている。

第2部では、第1部の歴史的な政治環境の違いを背景として考慮しつつ、「干渉」に関する国際法学説史が仔細に検討される。現在の通説は、国家意思の強制行為（命令的関与）を規律対象とし、「国内管轄事項」概念を強制の適法性判断基準とするものである。本論文では、まず、「干渉」の一般的定義として現在でもしばしば引用される定義（前述の通説はこの定義を敷衍して構成されたもの）の創設者であるオッペンハイムの「干渉論」を取り上げ、それが、19世紀ヨーロッパの歴史的实践を、ヴァッテル以降の学説を取りこみつつ、一般国際法の原則として整理したものであることが明らかにされる（第3章）。これに対して、「国家管轄権」を「干渉」の軸に据える通説の起源である、戦間期のフェアドロスやセルの学説は、国家実行を踏まえたというよりも、国家平等の観念や「客観法の支配」の要請といった国際法の理念、原則および目的から、直接的に干渉に関する諸規則を演繹している。この点は、フェアドロス等の学説を受けて「干渉」概念を構成した国際司法裁判所「コルフ海峡事件」判決についても同じである。これらの学説および裁判例が、「干渉」に関する一般国際法「規則」を導出することの必要性を感じた背景には、地域国際社会を越え普遍化した国際社会には、共通した不干渉の規則が存在しなければならないという認識があった。他方、フェアドロスの見解を受け継いだ通説は、このような学説史的な経緯の違いにもかかわらず、自己の学説が国家実行に根拠を有すると主張してきた。しかし、通説の起源であるフェアドロスは、国際社会における客観的法の支配という国際法の目的から、直接的に不干渉義務に関する諸規則を演繹している。つまり、彼の干渉論は、すぐれて理論的な考察の所産であって国家実行に基づくものではない。本論文はこのように通説の拠って立つ基盤を明らかにすることによって通説の限界を見事に解き明かしている。

最後に、現代の干渉論が依拠する1970年の友好関係原則宣言の起草過程が検討される（結論）。友好関係原則宣言においても、内乱への非中立的行為と国家意思の強制という二つの行為類型の関係など、「干渉」に関する主要な問題の整理は充分に行われておらず、現代でも諸国間に干渉概念の内容について明確な一致は存在せず、また国家実行も未発達であることが示される。そのうえで、「干渉」については、現在でも一般国際法上は抽象的な原則しか確認できないと結論される。

本論文の意義としては、下記の二点が挙げられる。

本論文の第1の意義は、関連する実行および学説を踏まえることによって、不干渉義務に関する従来の通説の限界を示したことである。すなわち、従来の通説が、異なる時代の国家実行に起源をもつ「干渉」概念（オッペンハイム学説）を、国家実行から乖離することを意に介さず、むしろ国際社会の法理念から直接に「干渉」概念を導きだした学説（フェアドロス学説）と無批判に繋いで理解することにより、あたかも明確な不干渉義務の規

則がずっと存在し続けてきたかのように粉飾してきたことが、極めて説得的かつ批判的に明らかにされている。とりわけ「干渉」に関する歴史の実行や学説の構造を踏まえれば、通説の理解を採るためには多くの前提を受け入れなければならないことが明らかにされている。とくに通説が依拠するフェアドロス学説が、国家実践にではなく、彼の国際法体系の推論からの必然として導出されたことを示したことは、何より本研究の重要な貢献である。これらの点から、「干渉」は主権平等原則から直接的に導出される法概念ではあっても、実定国際法上は、法規則とは区別された法原則レベルでしか存在しえないことが本研究によって論証されたと言えよう。

第2に、「干渉」をめぐる歴史的实践や学説状況が、内在的な方法で、かつ一望できるような形で整理紹介されたことは、今後「干渉」について研究を進めていく上での基礎的作業が出来上がったと言える。従来は、思い思いに、断片的な形で、学説や歴史的实践が取り上げられてきたきらいがあり、それが干渉概念の混迷をもたらしてきた。本研究は、豊富な資料を駆使して、関連の政治的文脈、時代背景、学説状況と常に照らし合わせながら「干渉」概念の歴史的な発展経緯を明らかにしており、「干渉」に関する研究状況を一変させるものである。

もっとも本論文には、なお望蜀の憾を抱かせるところがないわけではない。

第1に、「干渉」概念に関する歴史的経緯はともかく、不干渉義務が国際法の基本原則と位置づけられている以上、その方向性も含めて、「干渉」が解釈論上どのように扱われるべきかが本論文では十分に議論されていない。本論文によって、「干渉」が国際法上の基本原則以上の意味を持ちにくい事情が理解できたとしても、かつてオッペンハイムやフェアドロスが試行したように、「干渉」を国際法上有意味な概念として再構成する作業は、現代においても、いっそう重要であり、この点まで議論が進んでほしかったという思いは強い。これは今後の課題と言えよう。

第2に、歴史的な経緯について、19世紀ヨーロッパ、20世紀米州という代表的な場面に検討が絞られた。これは、現代において「干渉」の本質的な内容とされる、内乱への不関与、また国家意思の強制が、「干渉」の内容として唱えられはじめた時代または地域に着目したためであり、この選択には一定の意味があることは間違いない。しかし、その他の時代、またその他の地域で、「干渉」が主張されたことも事実である（一例としては戦間期のスペイン内乱）。これらについて、本論文で検討しない理由は示されていない。むしろ、19世紀ヨーロッパ、20世紀米州以外の実行も検討すれば、本研究における歴史的分析はより包括的なものになったはずである。同じ問題は学説についてもあり、なぜフェアドロスの学説に大きな影響を与えたケルゼンを取り上げなかったか。また米州諸国における国際法学説の展開についてもより一層突っ込んだ説明があった方がよかったと思われる。しかし、以上の点は、本論文の学術的な価値をいささかも損なうものではない。

したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。